

令和6年第12回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年3月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年3月25日(月) 午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

農地部会長	1番 中川誓子君	2番 坂本和裕君
	3番 梅津幸一君	4番 佃徹君
	5番 佐藤章平君	6番 木村勝彦君
	7番 中村寿恵子君	8番 鳥井隆君
	9番 小泉豊和君	農地副部会長 10番 武田透君
	11番 田村秀司君	12番 川原英和君
	13番 安藤良司君	15番 高崎利彦君
振興副部会長	16番 山岸洋文君	17番 酒井祐二君
振興部会長	18番 小林寿美君	職務代理者 19番 日並洋君
会長	20番 千葉正美君	

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和6年第12回 美幌町農業委員会総会
令和6年3月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第21号	農地移動適正化あっせん委員会委員の選任について
日 程 第 6	報告第22号	第3回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 7	報告第23号	第4回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 8	報告第24号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 9	報告第25号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第10	報告第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について
日 程 第11	議案第44号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第12	議案第45号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第13	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第14	議案第47号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第15	協議第9号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年第12回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号7番 中村委員、同じく議席番号8番 鳥井委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告6件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号14番 鎌仲委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思っておりますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第21号「農地移動適正化あっせん委員会委員の選任について」を議題と致します。
事 務 局	農地移動適正化あっせん委員会委員の選任についてご説明致します。昨年4月 第1回総会にて選任いたしました農地あっせん業務にかかる各ブロック委員について、その一部を変更するものです。変更内容については中村委員を第2ブロックから第4ブロックへ変更、議案3ページに記載のとおりとなっております。変更理由については変更前の各ブロックの中立委員を除いた農家数が1ブロック5名、2ブロック5名、3ブロック4名、4ブロック3名となっております。また、今後、4ブロックのあっせん業務の中で安藤委員が当事者となる案件があることから、その場合、安藤委員はあっせん業務に入れないため、4ブロックの農家委員の補強を図る必要があります。今回、変更するものです。変更の際し、先にブロック長会議にて協議、承認をいただいておりますことを報告させていただきます。事務局からの説明は以上です。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第21号「農地移動適正化あっせん委員会委員の選任について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第22号「第3回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願いします。</p>
振興部会長	<p>第3回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。</p> <p>令和6年2月26日。美幌町農業委員会 振興部会長 小林 寿美。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記 1、案件(1)令和6年度 総会日程及び農地法許可申請書等の提出期限(案)について。(2)令和6年度 道内視察研修について。2、開催日時 令和6年2月26日 月曜日 午後2時から午後2時20分。3、開催場所 議会第1、第2委員会室。4、出席者 わたくしほか7名、事務局 矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>会議結果についてご報告致します。議案6ページをご覧ください。(1)令和6年度総会日程及び農地法許可申請書等の提出期限(案)につきましては参考資料1ページのとおり提案し、ご承認されております。本日、委員の皆様には1枚もので配布しておりますので、総会への出席についてお願い致します。また、部会での質問事項として、農繁期により半数以上の出席が叶わないなどの理由により、日程もしくは開催時刻を変更することも可能であることを事務局より回答しております。(2)令和6年度 道内視察研修につきましては日程を本年7月1日(月)から3日(水)までの3日間を予定、視察先や内容について全委員にアンケートを実施し、次回の部会にて内容協議することとしております。また、視察に利用するバスについては昨年と同様に町のバス(ロコン号)を利用することにいたしました。理由につきましては借上げバスの場合、札幌方面で3日間とすると概算費用が50万弱、一人当たりの負担が昨年より2万5千円ほど増額となるため、町のバスを利用することになったものです。ご説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第22号「第3回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第23号「第3回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いします。</p>
農地部会長	<p>第4回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。</p> <p>令和6年2月26日。美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記 1、案件(1)美幌町の賃貸料情報について。(2)美幌町農用地利用関係規定の内容検討について。2、開催日時 令和6年2月26日 月曜日 午後2時00分から午後2時30分。3、開催場所 議会第1、第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか計8名、事務局 橋本事務局長、矢野主査、石澤主事補。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>会議結果についてご報告致します。議案9ページをご覧ください。(1)「美幌町の</p>

賃貸料情報について」農地法第52条では「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされており、毎年1回公表しています。今回は令和5年1月1日から12月31日までの賃貸料情報について、別表のとおり公表してよろしいか農地部会にて諮り、承認されております。別表については参考資料の2ページをお開き願います。表題は美幌町の賃貸料情報となっており、美幌町で実際に契約された農地賃貸料（10a＝1反当り）でございます。公表しますのは参考資料の2ページに掲載してあります表でございます。表の見方ですが左端に「田」と「畑」の2段書きで、各地区を掲載しております。そのすぐ右横には「平均額」を掲載しております。さらにその横、表の中央には「最高額」、一番右に「最低額」を掲載し、過去3年間分の情報を掲載しております。一番下の※印になります。「集計に当たっては、調整前の平均値の170%以上と30%以下の賃料は除外しています」という意味はその地区の平均的な相場に比べ極端に高い金額と安い金額は適正な目安となる金額を町民の皆様へ情報提供する意味において、その妨げとなることから除外してありますという意味でございます。議案9ページにお戻りください。（1）の中段になります。集計しているデータは農用地利用集積による賃貸借の賃料、農地法第3条による賃貸借のうち、個人が法人に貸付している場合の賃料は除外しています。これは個人間の賃料は土地の所在地区の状況により出し手と受け手の両方で協議して決めるのが一般的であります。個人が法人に貸付している場合は両方で協議するというよりは個人側で決めている場合がほとんどで参考にならないため、そのデータは除外してあります。なお、この公表する賃貸料はあくまで町民の皆様に参考、目安にしてもらうためのもので農業委員会がこうしてくださいと指定する金額ではないことを補足させていただきます。また、本総会でご承認いただきましたら町のホームページで公表致します。次に（2）「美幌町農用地利用関係規定の内容検討について」につきまして、昨年8月 農地部会において協議を始めた、農地あっせん説明会等の周知する順序の一番目を現行規定の「字単位」から「農事組合単位」とすることの是非について、その後、昨年12月 全員協議会での協議後、再度農地部会にて協議した結果、農地あっせん説明会等の周知する順序の一番目は現行規定の「字単位」のままといたしました。なお、昨年12月 全員協議会及び2月 農地部会における意見につきましては参考資料3ページと4ページのとおりとなっております。以上、ご説明申し上げます。よろしくお願致します。

議 長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認め、報告第23号「第4回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第8、報告第24号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。

事 務 局

今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案10ページの2法人でございます。

【議案に基づき説明】

以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願致します。

議 長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認め、報告第24号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法

	人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第9、報告第25号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案11ページをご覧ください。申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については2月26日に酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。議案12ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として2月27日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第25号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第10、報告第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」を議題と致します。 内容番号2号。
事 務 局	これからご説明申し上げます案件はすでに定められている農用地利用集積計画について、「真にやむを得ない事情が生じた場合は、当事者並びに町が協議して変更ができる」ことから、その旨を報告し承認を頂くものでございます。内容番号2号についてご説明致します。令和元年6月26日付け美幌町告示第43号により決定された農用地利用集積計画について、令和6年3月26日に変更協議が整うものでございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。変更理由は一部農地が耕作不可のため〇〇までの通路が崩れており、通行が困難であることから返還することになり、その〇〇の分として、賃貸面積が〇〇㎡の減、賃貸借料も耕作面積の変更に伴い、〇〇円の減となります。以上、よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号2号は承認することに致します。 報告第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第11、議案第44号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号24号。
事 務 局	内容番号24号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について、双方協議のうえ賃貸人に返還するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成25年1月29日から令和5年1月28日までの10年間、合意解約年月日は令和5年1月28日、土地引渡日は令和5年1月28日でございます。なお、1年以上前の

日付となっているのは双方ともに合意解約の手続きを失念していたためでございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。
内容番号25号。

事務局 内容番号25号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について、賃貸人が他者に賃貸するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、借入人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧ください。契約期間は令和4年3月26日から令和14年3月25日までの10年間、合意解約年月日は令和6年2月27日、土地引渡日は令和6年2月27日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号25号は適当と認めます。
議案第44号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第12、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号91号。

事務局 今月の案件は全11件で内容につきましては贈与が1件、再貸付が7件、農業公社からの一時貸付が3件となっております。それでは内容番号91号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は新規就農者への贈与案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、所有権の移転時期は令和6年3月26日、利用調整日は令和5年12月15日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番 内容番号91号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農により、所有する農地を処分するため、〇〇に新規就農される〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは来月から営農開始し、家族2人で畑作三品を作付けする予定となっております。よろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号91号は適当と認めます。
内容番号92号から94号は関連がございますので一括上程致します。なお、内容番

号93号は〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事務局

内容番号92号から94号につきまして一括ご説明致します。参考資料は7ページをご覧頂きます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は、令和6年3月26日から令和11年3月31日までの5年間、利用調整日は令和6年3月6日でございます。内容番号92号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号93号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号94号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号92号から94号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、全員の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品とかぼちゃを。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、玉葱、かぼちゃを作付けするほか、肉牛の飼育を。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉葱を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号92号から94号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長

内容番号95号。なお、内容番号95号は〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事務局

内容番号95号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧頂きます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年3月26日から令和11年3月31日までの5年間、利用調整日は令和6年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号85号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧頂きます。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年2月27日から令和10年12月21日までの5年間、利用調整日は令和6年2月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

議 長 内容番号95号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で大豆と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号95号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長 内容番号96号から97号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号96号と97号について一括ご説明致します。参考資料は9ページをご覧頂きます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年3月26日から令和11年3月31日までの5年間でございます。内容番号96号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21ページをご覧頂きます。利用調整日につきましては令和6年2月6日でございます。内容番号97号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、利用調整日は令和6年2月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号96号と97号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、全員の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品と人参を。〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号96号から97号は適当と認めます。内容番号98号。

事 務 局 内容番号98号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧頂きます。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年3月26日から令和11年1月25日までの5年間、利用調整日は令和6年3月1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号98号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は1月総会において、〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間、借りるものです。〇〇さんは法人化し、小麦、大豆、馬鈴薯、青果を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号98号は適当と認めます。
内容番号99号。

議 長 内容番号99号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年3月26日から令和7年3月31日までの1年間、利用調整日は令和6年2月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号99号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、双方の意向を確認したところ、賃貸期間を1年間に変更し、更新するものです。〇〇さんは法人化し、小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号99号は適当と認めます。
内容番号100号。

事 務 局 内容番号100号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年3月26日から令和16年1月25日までの10年間、利用調整日は令和6年3月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番 内容番号100号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は1月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で10年間、借りるものです。〇〇さんは家族5人で小麦と甜菜の作付けのほか、酪農を営み、およそ80頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号100号は適当と認めます。
内容番号101号。

事 務 局 内容番号101号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件も農業公社からの一時貸付案件で新規就農者への貸し付けでございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令

和6年3月26日から令和16年1月25日までの10年間、利用調整日は令和6年3月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番 内容番号101号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は1月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を新規就農者の〇〇さんが貸付事業で10年間、借りるものです。よろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号101号は適当と認めます。
議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第13、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号26号。

議長 今月の案件は全4件で内容につきましては全て賃貸借でございます。それでは内容番号26号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件は離農に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料16ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8番 内容番号26号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農により農地を処分するため、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、青果を作付けして、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月8日、中川委員とわたくしで、確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号26号は適当と認めます。
内容番号27号。

事務局 内容番号27号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件は先の議案第44号内容番号25号で合意解約した一部の農地で新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料18ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

12 番 内容番号27号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんに賃貸していた農地について返還を受けたため、近隣で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月12日、鎌仲委員とわたくしで、確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。
内容番号28号から29号は関連がございますので一括上程致します。

事務局 内容番号28号と29号について一括ご説明致します。参考資料は17ページをご覧願ひます。本件も先の報告第44号内容番号25号で合意解約した一部の農地と規模縮小に伴う新規就農者への賃貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号28号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧願ひます。内容番号29号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。参考資料19ページと20ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

12 番 内容番号28号と29号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの規模縮小に伴い、近隣で新規就農する〇〇さんに賃貸するものです。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月6日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号28号から29号は適当と認めます。
議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長 日程第14、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号9号。

事務局 内容番号9号についてご説明致します。参考資料は22ページと23ページをご覧願ひます。本件は農家住宅建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は都市計画区域外の第1種農地でございます。転用目的は農家住宅建築、計画の概要は住宅面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和7年3月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

9 番 内容番号9号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は既存住宅が手狭になっているため、住宅を新築するものです。申請地はほかの農地への影響が少な

	<p>い場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると3月13日、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。 議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第15、協議第9号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>協議第9号についてご説明致します。本件は3月5日及び8日付で美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外が1件、農用地区域の用途区分変更が1件でございます。それでは除外の内容番号2号についてご説明致します。参考資料は22ページと23ページをご覧ください。本件は先の議案第47号 農地法第4条許可申請の内容番号9号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は農家住宅建築のためでございます。続いて用途区分変更の内容番号9号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農業用倉庫建築のためでございます。なお、本件については面積が200㎡を下回っているため、転用許可申請が不要となっております。今後の予定ですが本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第9号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これもちまして第12回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後2時18分</p>